

# 回 答 書

広 秘 人 第 5 8 6 号  
平成 3 1 年 1 月 1 0 日

自治体キャラバン広陵町実行委員会

葛城北民主商工会

代表 麓 信 二 様

広陵新日本婦人の会

代表 下 村 瑛 子 様

健生会友の会広陵支部

支部長 寺 前 憲 一 様

奈良県農民連広陵班

代表 新 谷 好 史 様

広陵町議会議員

八 尾 春 雄 様

広陵町議会議員

山 田 美 津 代 様

広陵町長 山 村 吉 由

貴団体におかれましては、町行政のみならず幅広い観点から、住民の暮らしについて、様々なご提言をいただいていることに敬意を表します。

過日の2018自治体キャラバンでの要望書に対し、下記のとおり回答申し上げます。

なお、多岐にわたる項目であるため、内容は要点のみとなっておりますが、ご理解のうえ、所属の町議会議員の議員活動等を通じてご確認いただきたくお願い申し上げます。

今後とも、町行政にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

## 記

**憲法遵守、安保法制反対、原発再稼働中止。水害被害などの教訓を生かした防災対策の実施を。**

- 1 自衛隊の集団的自衛権行使容認の閣議決定は、戦争放棄を定めた日本国憲法に違反しています。すみやかに撤回するよう、国に要請してください。

(回答)

わが国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、今や脅威は容易に国境を越え、もはや、どの国も一国のみでは、自国の安全を守れない時代となっています。

平成26年7月1日、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要不可欠なものとして集団的自衛権の行使を認める閣議決定がなされ、関連する安全保障関連法案が衆議院に提出、国会にて慎重審議の上、平成28年3月29日に施行されたものです。

日本国憲法に違反するか否かにつきましては、日本国憲法第81条の規定により最高裁判所が唯一違憲審査を決定する権限を有するものであり、本町で憲法に違反するか否かを判断するものではありません。

2 本人や保護者の了解を得ないで自衛隊に名簿を閲覧させることは中止すること。

(回答)

自衛隊法に基づく自衛官募集に関する事務は、住民基本台帳法第11条第1項の規定にする法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当し、住民基本台帳の一部の写しを閲覧できるものと政府が答弁しています。自衛隊は国の防衛・災害対策を担うもので組織を維持するために必要であると認識しています。

3 日本国憲法第99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めています。ところがこの規定を遵守しようとする「政治的行為ではないか」と批判される場合があります。町長も議員も役場職員も憲法遵守義務があることを明確にして行動すべきではないでしょうか。昨年、貴職は「憲法を全ての国民が守ることは当然」と回答しました。ところが第99条では国民にその義務があるとはなっていない。国民が権力者を縛るために制定しているのが憲法であるからです。認識を改めていただきたい。

(回答)

国民の義務として、日本国憲法第26条第2項では教育を受けさせる義務、第27条では勤労の義務、第30条では納税の義務のそれぞれが明示され規定されているところです。日本国憲法には、国民に対するこれらの直接的な義務のほか、国民の権利についても規定されています。

義務の履行及び権利を享受するためには、憲法を守ることにより果たせるものと解します。よって、憲法を全ての国民が守ることが当然であることは言うまでもありません。

4 危険な原発は再稼働しないように国に要請して下さい。再稼働しなくてもこの夏も乗り切れました。中央公民館・中央体育館屋根への太陽光パネル設置を歓迎しています。さらに自然エネルギーへの転換を進めて下さい。

(回答)

原発稼働の適否については国策に委ねるものと考えます。今後も、自然エネルギーの促進を行ってまいります。

- 5 昨年引き続き長雨・豪雨・風による被害や震度 5 弱の地震が発生し、広陵町でも大きな被害がありました。町内で堤防の決壊がなかったとのことですが、被害に遭われた方々の復旧のために全力を尽くすとともに、再発を抑制するために当面町内の遊水機能の強化が必要です。大字中・古寺地区や広陵高校などで対応策が検討されているようですが内容を明らかにして下さい。また避難設備や緊急連絡網の整備など進んでいますか。

(回答)

10月5日に貯留施設の候補地として一次選定では、町内で3ヶ所が適地と認定を受けました。古寺川流域では整備に向けた事業説明と用地協力について交渉を始めており、平成31年度から対象地の測量設計業務に着手する予定です。

また、他の候補地については、県と用地買収や施設整備等の役割分担について調整を進めます。

なお、避難所の整備等につきましては順次進めてまいります。

- 6 台風・大雨の時、竹取公園駐車場が自家用車の避難場所に指定されたが「家に戻る手段が分からず利用できなかった」との声があります。今後どのように呼びかけられますか。

(回答)

本町が過去に経験したことのない想定外の大雨により、町内の至る所に浸水が発生したため、緊急的に竹取公園駐車場の開放を試みたものです。今後は、このような浸水が想定される場合には、住民自らが行動しやすいよう事前周知に努めたいと考えます。

また、浸水が懸念されるための措置ですので、自家用車の避難と同時に住民の避難を促すものと捉えています。

- 7 「防災放送で何を言っているのか殆ど聞き取れない、家の中では聞き取りが難しい、窓を開けても聞き取ることが難しい。アナウンスの問題なのか、音量の問題なのか、スピーカーの設置場所の問題なのか分析して対応してほしい。」との声があります。防災放送の役割を再度徹底すると同時に、個々の住民に直接連絡が可能であるように、全戸に町負担で無線受信機の貸与を検討してください。

(回答)

防災無線スピーカー周辺の住宅から、訓練放送等を実施した際の音が大きすぎるとのご意見もいただいております。地形や風雨等の条件により左右されるのではないかと考えます。

また、こういった状況が本町だけに限らず全国で発生していることから、現在総務省において個別受信システムの研究が進められており、区・自治会有線放送との連動や防災アプリなども視野に入れながら研究しています。

なお、災害が発生する恐れが高まった時は、防災無線放送の他、緊急速報メール、テレビやラジオ報道による緊急速報が発信されるようになっており、多重の情報伝達が確立されているとともに、平成30年度において、防災無線放送を確認できるよう、電話応答装置を導入いたしました。引き続き防災情報の伝達方法について研究してまいります。

#### 高齢者や子どもたちはじめ、すべての町民が安心して暮らすことのできる広陵町にするために

- 8 福祉医療(子ども・障がい者・ひとり親家庭等)制度を窓口負担のない現物給付にすることについては町も引き続きこの立場で県に要請しているとのことその実現をはかりたいものです。さらに現物給付化にともなうペナルティーを、未就学児だけでなくすべての年齢に対し廃止するように県や国にはたらきか

けること。

(回答)

福祉医療制度における現物給付については、未就学児は、平成31年8月診療分から、奈良県内の医療機関において、現物給付が実施されることとなっています。また、現物給付に伴うペナルティ廃止への働きかけにつきましては、平成30年11月16日開催の国保制度改善強化全国大会に出席をさせていただき、本大会において、「子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置は直ちに全廃すること」の決議を採択し、本大会の総意として、強く要望が出されています。今後も、機会を捉え、他自治体とともに県、国に働きかけてまいります。

- 9 「子ども子育て支援制度」施行にあたっては、児童福祉法第 24 条第1項を尊重し、認可保育所への入所を求めるすべての子どもが入所できる条件を町がととのえ、町の保育実施責任の堅持・拡充を行うこと。公立保育園及び学童保育の民営化や廃止はこれ以上行わないこと。学童保育も含め少なくとも現行水準以上の基準とすること。保護者に説明責任を果たし、保育士・学童保育指導員など従事する職員の意見をよく聞くこと。臨時職員・期間限定雇用保育士や学童保育指導員の待遇を改善すること。

(回答)

施設の整備等様々な状況を踏まえつつ、学童保育も含め、現行以上の基準となるよう努力してまいります。また、保育士や指導員の待遇等につきましても、他の職員等のバランスも思慮しながら、検討してまいります。

- 10 町において「子ども貧困対策大綱」を整備し、貧困状態解消のための具体的な数値目標を明確にし、すみやかに具体化すること。子ども食堂の場所の提供について援助すること。

(回答)

平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、政府として総合的に取組を進めることとされており、内閣府、文部科学省、厚生労働省などの関係省庁が連携して取り組んで行くこととされています。本町においても、教育委員会だけでなく、関係部局間の連携を図りながら、子どもの貧困について支援して行きたいと考えます。子ども食堂についてもその中で検討したいと考えます。

- 11 就学援助にかかる新入学児童生徒への学用品費支給につき、言明通り前年度末までに行うこと。

(回答)

新入学児童生徒への学用品費支給については、既に前年度からの取り扱いとして小学校1年入学予定の児童に対して、10月の就学時健康診断案内通知送付時に就学援助のチラシを同封し、中学校1年入学予定者については、12月に小学校6年生児童に対して、チラシを配布しました。チラシ以外にも広報やホームページでも周知し、本年度についても3月に支給すべく準備（3月11日に振込予定）しています。

- 12 ミニ開発が進んでいる中、保育園などの就学前児童を預かる待機児童対策は待ったなしの状況です。

保護者のニーズも多様化し、その対応に一定の困難があるのも事実です。平成30年4月に広陵かぐやこども園が開園し、平成33年には次のこども園の計画だそうです。もともと性格の異なる施設を無理やり一つにしようというもので大変心配しています。良い点と問題点を明らかにしてください。現場の保育士さんや幼稚園の先生、子どもたちや保護者の反応はどうでしょうか。

(回答)

平成30年4月に広陵北かぐやこども園が開園し、保育園の子ども、幼稚園の子どもといった区別なく、広陵町の子どもとして教育、保育することを念頭に運営しています。現場の職員の創意工夫と努力により子どもたちは健やかに生活しており、保護者からも概ね好評をいただいています。待機児童対策も待たなしの状況ですが、次のこども園への計画の参考とし、改善点をいろいろ考えながら進めています。今後も現場の声を聞きながら、慎重に進めてまいる所存です。

13 保育園の待機児童が発生しないように万全の態勢で臨んでほしい。

(回答)

毎年、新年度の入園申し込み後は、利用調整とその後辞退等の調整も行い、入所に向けて保育園とも調整しながら、待機児童が発生しないよう前向きに進めています。

しかしながら、特に低年齢児の受け入れ枠は、部屋の面積や保育士が保育できる児童数など、厳しい要件により受入数に制限が生じてしまいます。新たに小規模保育事業を実施することも含め、順次認定こども園の設立や保育園・幼稚園の整備に努めてまいります。

14 兄弟が別々の保育園では送迎の負担や行事の日程が重なる場合など何かと大変です。同じ保育園にしてください。

(回答)

保護者の負担等を考慮し、兄弟姉妹が同一園での入所になるよう最大限配慮していますが、各園、各年齢児の受入人数により、希望どおりにならない場合があります。

15 ならし保育の時間が短いとの声があります。現行の時間数は適切でしょうか。検討して下さい。

(回答)

初めて園に通いはじめる園児にとって、環境の変化は目にみえない負担を受ける可能性があります。園に少しずつ慣れていただくために、ならし保育は必要不可欠なものと考えており、園児の状態と家庭の事情を考慮したうえで、各園で実施されています。

16 病児保育について、田原本町こどもの森保育園や土庫病院ゾウさんの家が運営されています。今年の利用実態はどうですか。

(回答)

病児保育は、土庫こども診療所の「ぞうさんのおうち」と利用協定を締結し、今年度11月末までの状況は198名の利用登録があり、利用日数は166日となっています。田原本町こどもの森保育園は、平成27年度に利用者がなかったため、利用協定は締結していません。

17 乳幼児の医療費無料化が中学校卒業までに拡大され喜ばれています。このことは他市町村にも良い影響をもたらしています。しかし近畿では奈良県のみが3割の窓口負担を行って後日指定口座に還付される仕組みとなっているため、給料日前になると当座の現金が不足して通院を断念するシングルマザーの声があります。貸付金制度を利用するように回答いただいておりますが実態に合っておりません。広陵町も広陵町議会も一致して窓口払いの撤廃を求めています。関係機関との協議はどこまで進んでいますか。展望をお示し下さい。

(回答)

平成30年度から未就学児の福祉医療費現物給付に対する国のペナルティ(国庫負担軽減措置)が廃止されました。奈良県は、県内全市町村の賛同のもと、平成31年8月診療分から、未就学児の現物給付を行います。今後も、国のペナルティが廃止され、奈良県下の市町村の賛同が得られ、範囲拡大がなされるよう、働きかけを行ってまいります。

18 小児用ワクチン・ロタワクチンと妊婦健診14回分の助成継続をお願いします

(回答)

ロタウイルスワクチンにつきましては、国の審議会ではワクチン評価に関する検討が行われ、副反応と効果についての分析や費用対効果について検討されている状況です。接種費用の一部助成は、重症化が予防できることによる医療費の削減や子どもの病気の介護による家族への負担が軽減できることで子育て支援等にもつながると認識しています。

しかしながら、ワクチン接種については、免疫がつくという反応の他、副反応が起こることも考えられます。任意接種は保護者の方がワクチンの効果と共に、副反応のおそれなども十分に理解した上で接種するかどうかの判断を個々にしていただく必要があります。町が予防接種の助成を行うということは子育て世帯への経済的な補助だけではなく、様々な問題を含んでいますので、公費で負担し推奨していくためには、予防接種法に基づき、実施すべき定期接種に位置づけられるかどうか、国の動向を注視していくとともに、財政上の優先順位なども併せて予防接種体制の整備をおこなってまいりたいと考えています。

妊婦健診14回分については、平成29年度から最高公費負担額97,500円を助成しており、医療機関から検査内容などの情報を得ています。今後も妊婦支援の充実のため、医療機関との連携を密にし、継続して実施してまいります。

19 助産所への援助や産科の確保に取り組んで下さい。また保険治療がなされていない高額の不妊治療への町の助成をお願いします。若い人をわが町に引き付けるために検討をお願いします。

(回答)

助産所には、直接的な援助は行っておりませんが、新生児訪問や健診、乳幼児相談、子育て世代包括支援事業等を推進するなかで、助産師や産科医療機関等と連携を密にし、情報交換して事業を進めています。保険適用がされていない高額の不妊治療の助成については、特定不妊治療である体外受精及び顕微授精において、県の特定治療費支援事業で平成28年度から対象範囲、助成回数を拡大して実施

されています。

その他の一般不妊治療に関する独自の助成については、不妊に悩む人の精神的・経済的負担の軽減を図り、医療機関との連携もスムーズに進むよう、情報収集や相談体制の整備など効果的な支援策について検討をまいります。

- 20 保育園入園希望者は、全員が最寄りの保育園に入園できるようにして下さい。待機児童の見込みについてはより厳密に行い、あふれることの無きように特段の配慮が必要です。また、少子化時代であっても子どもをたくさん産みやすい環境をととのえる意味で、保育料は、上の子が卒園し小(中)学校に進むと、第2子の保育園児は1人目の料金になっていますが、割引きされた2人目の料金にしてください。

(回答)

平成31年度の入所受付は10月中旬で締め切り、利用調整を行っています。国の基準により、設備や面積等から各園の定員が定められており、全ての方が第1希望の保育園に入所することは、例年厳しい状況となっています。特に低年齢児の待機が考えられることから、小規模保育事業等の実施を視野に入れ整備に努めてまいります。

また、保育料の多子軽減につきましては、所得階層区分の第1階層から第4-2階層までの方は、子どもの年齢制限を完全に撤廃した保育料となっており、さらに平成31年10月からは、3歳児以上の児童の無償化が進められています。

- 21 放課後子ども育成教室の定員見直しと子どもを預かる時間帯の見直しで働くお母さんが正社員でも働けるように援助して下さい。放課後子ども育成教室希望者増加の状況下で、そのための十分な支援員の配置をお願いします。

(回答)

放課後子ども育成教室につきましては、入所希望者が増加し、クラブによっては各学校等の空き教室等の利用により運営している状態です。定員の見直しについては国の基準もあり、新たな部屋の確保や指導員の確保が必要なことから検討を重ねているところです。

また、平成29年度から終了時間を午後6時30分に延長し、保護者のニーズに応えるよう努力しています。

- 22 児童館の設置について、去年の回答書では現有施設の有効活用とあります。町の子育て支援として、土日祝にも使える公的場所として児童館を設置してほしい。空き家対策要綱を設けていることにも鑑みて具体案を作ってほしい。

(回答)

本町では各大字・自治会に公民館・集会所があり、現有施設の有効活用が相当と考えていますが、教育委員会だけでなく、生活部、福祉部との連携を図り、空き家対策の面からも検討をまいります。

- 23 私立幼稚園・保育園へ通う子どもへの助成金を増やしてほしい。

(回答)

本町には小学校区毎に公立幼稚園があり、町立の保育料が算定されます。また私立幼稚園に通う園児に対しては園により保育料が異なることから、私立幼稚園就園奨励費の補助を実施しています。

保育園につきましては、公立・私立とも同一の利用者負担額を算定し負担いただいています。このことから、助成金を増やすことは現在考えていませんが、国では平成31年10月からの3歳児以上の無償化が実施予定されており、負担は軽減されることになります。

24 町の見守りカーの活動の現状を知らせてほしい。回数も増やしてほしい。

(回答)

少年サポート強化デーの毎月第3金曜日に、香芝警察署少年補導員(広陵町青少年健全育成協議会委員兼務)の方々と一緒に、町の青色燈パトロールカーと少年補導員の青色燈パトロールカーで町内小学校通学路等を巡回しています。また、事案が発生した際には、該当箇所を重点的に巡回するようにしています。

回数の増加については、今後抑止効果も含め必要に際して事案発生場所の巡回を強化するなどの対応を図ってまいりたいと考えています。

25 安部地区には公園がない。設置してほしい。

(回答)

現在安部地区には借地公園があり、ブランコ、鉄棒、砂場などの遊具及び防災倉庫が設置されています。グラウンドは一定程度の広さがあり、地域の交流の場として利用されています。具体的に地域から要望がありましたら、対応してまいりたいと考えます。

26 通学路の(特に在来地)ブロック塀の安全性はどうか。また、学校への通学路の点検はできていると聞くが、保育園への通園路のブロック塀は安全ですか。広陵北小学校と周辺の改修が進んでいるのは確認していますが、私有地はまだ不徹底です。

(回答)

保育園におきましては通園路が設定されていないことから、園周辺のブロック塀の安全確認を実施しています。

#### 公共交通の充実・道路の改善・交通弱者対策で移動の自由を確保し高齢者も外出しやすい町に

27 貴職は元気号の充実を計るためとしてアンケート調査を実施しています。その結果を重視するのは当然として、現状は、確実に高齢化が進み、買物、病院などお出かけ困難者は増えています。イズミヤルートの復活、コープなんごうルート、近鉄五位堂駅ルート、古寺町営住宅、赤部バス停、馬見北4丁目など個別地域からも要望も出され、根本的にきめ細かなルートの設定は欠かせません。先進地の視察研究を実施し、町自ら考えての改善が強く求められています。全国を調査し、広陵町にあった先進地を何箇所か例示できませんか。政府の担当課も積極的に活用すべきです。

(回答)

全国的にコミュニティバスの運行については、さまざまな工夫が行われています。町としても平成29年

度に近畿運輸局の地域連携サポートプランの協定を締結し、平成30年3月に地域公共交通に係る提言書の交付を受けるなど連携をしています。また、担当職員には国土交通大学校の研修を受講させ、積極的に全国の先進地事例を研究しているところです。

しかし、広陵元気号は「地域交通」であることから、先進地のモデルをそのまま広陵町に当てはめても広陵町にあった公共交通にはなりません。各地の特徴のある取り組み事項を参考にしつつ、広陵町の地理的特性、利用の需要等を総合的に考慮した上で改善に取り組んでまいります。

- 28 以前は乗り換えなしでいくことができた国保中央病院が、ルートの変更に乗り換えが必要になっているエリアがあります。体力の落ちている患者への負担増は避けていただきたい。元に戻すことも含め見直しをお願いします。

(回答)

公共交通利用者・住民アンケート調査でも、目的地の如何を問わず、乗り換えを不便に感じる利用者が多いのは確かです。しかしながら、全ての目的地を経由すると運行経路が長くなり、かえって不便になってしまい相反する結果となります。

広陵元気号の運行体系は、効率的な運行と輸送を行うために幹線路線と支線で構成されており、やむを得ず乗換が発生する場合は、待ち時間の短縮等を図るなど利便性を高めてまいります。

- 29 公共交通の課題では実態把握が重要です。現在の路線バスの実態を、各駅の乗降者数、乗客年齢、時間帯を明示してください。元気号も同様です。実態を明らかにして元気号の役割も明らかになってきます。少なくとも、便利な元気号にするには、路線数の拡大は避けられません。

(回答)

奈良交通株式会社に確認をしましたが、奈良交通路線バスの各停留所における乗降者数、乗客の年齢及び時間帯についての統計情報はないとのことでした。

一方、広陵元気号につきましては、運転者が乗降の都度人数を数えており、各停留所における乗降客数及び時間帯について把握しており、今後、利用者アンケート調査のクロス集計等も踏まえて、利用者ニーズの把握を行う予定です。

なお、路線数の拡大につきましては、財政負担も増加することから慎重に検討すべきと考えています。

今年度は、広陵元気号の効果検証の年度でもあり、費用対効果を考慮し、現計予算を基本に要望と需要を見極め、利便性を高めてまいります。

- 30 停留所の増設(ならコープ、古寺町営住宅、五位堂駅、イズミヤなど)が不可欠です。

(回答)

停留所の増設については、運行路線の延長、利用見込み等も含めて総合的に判断すべきものと考えます。

- 31 奈良交通バスと元気号の発着時刻に差を設けてほしい。時間差により利用頻度が増える効果がある。

(回答)

広陵元気号は奈良交通路線バスの本数を補うものではなく、公共交通機関の空白地域における地域内交通として運行しているものであり、広陵元気号としてのダイヤを組んでいます。

また、一部区間において奈良交通路線バスと重複しているものもありますが、奈良交通路線バスの利用者を取り込みかねないため、ダイヤ間隔は考慮に入れておりません。

- 32 運転免許証返納者に対して無料券の発行はできないか。さらに高齢者優待券を発行して高齢者の外出を応援してほしい。年間フリー乗車券があればなおよい。

(回答)

運転免許自主返納者に対しては、広陵元気号乗車回数券11枚綴りを5冊(5,000円分)又はICOC Aカード5,000円分(デポジット500円を含む。)のいずれかを交付しています。

また、高齢者に対しては、他市町村の事例等もみますと、1コイン(100円)で乗車できる制度を設けられている場合もありますが、既に広陵元気号の運賃が100円であり低廉なことから行っていません。今後とも外出支援の観点から、より多くの方に利用される仕組み作りを研究してまいります。

- 33 元気号の充実とともに、戸口から戸口まで移動できるデマンド交通の開始が求められます。両者の並行運行により、住民の移動は飛躍的に改善されるものと信じます。是非、導入を前提に研究を進めて下さい。

(回答)

デマンド交通の導入は、広陵元気号や既存の路線バス利用者の取り込みにつながり、縮小や撤退の要因となるため慎重を期す必要があると考えます。

- 34 県道河合・大和高田線の危険回避はこれまでも問題にしてきましたがますます急ぐ課題となっています。特に、赤部付近及び平尾農協から南都銀行までの安全対策をお願いします。馬見川をどのようにするのかを県や関係者とよく協議して結論をまとめるべき時期にきています。「一級河川であればふたをすることはできない」との結論だけでは住民の了解は得られないのではありませんか。

(回答)

竹取公園や馬見丘陵公園を活用したまちづくりを進めるため、平成29年2月に県とまちづくり連携協定を締結しました。現在、竹取公園周辺地区のまちづくり基本構想を策定しているところであり、この中で県道河合・大和高田線の整備についても検討を進めてまいります。

- 35 町は県と町づくり連携協定を締結したので、竹取公園周辺地域の基本構想策定の中で県道の改良や暗くて狭い道路の改善を図るとしていましたが、取り組みの全容をお知らせ下さい。

(回答)

現在、竹取公園周辺地区のまちづくり基本構想を策定しているところです。まちづくり構想図のなかでは、多様な交通手段による快適なアクセスの確保ということで、県道河合大和高田線のシンボルロードを整備して、歩行者と自転車の安全確保に努めようとするものです。

今後、基本構想の策定が終わってから基本計画の策定に入ります。そのなかで個別事業の事

業内容・概算事業費の算出を実施し、補助対象となったものについて事業単位ごとに個別協定協議を行っていく予定です。

36 JR五位堂までのバスがあれば便利。現状は近鉄からJRまでの徒歩にならざるを得ない。

(回答)

JR五位堂駅への延伸について運行事業者である奈良交通株式会社に確認をしましたが、現状の乗降客数等の実績を踏まえて延伸はできないとの回答がありました。理由としては、路線延長には多額の経費が必要となり、JR五位堂駅の乗降客数から推測すると経費に見合う収入が得られないということ、また、運行赤字補填を自治体が行ったとしても、運転者が不足しているということから延伸はできないということです。

37 自転車で町内を一周できるような道路の設置・改善を計画してください。

(回答)

平成26年度から自転車走行空間の整備について検討を進め、平成29年度から工事着手しています。葛城川堤防の県の自転車道とネットワークを形成するよう整備を進める予定です。

38 みささぎ台の道路でいたんでいるところが目立つ。修理してほしい。

(回答)

道路の傷みが著しい箇所は優先的に修繕等をしてまいります。

39 馬見南3丁目とみささぎ台に関連して、西保育園北東の五差路の安全対策をお願いします。カーブミラーの増設をお願いします。

(回答)

同交差点につきましては、交差点内のカラー舗装により視認性の向上を図ります。また、カーブミラー等については、地元自治会や警察の意見を鑑みながら必要に応じて設置してまいります。

40 馬見南3丁目西体育館駐車場付近のガードレール(威圧感がある)や通学路(幅が狭い)の改善を。

(回答)

馬見南3丁目西体育館駐車場付近のガードレール等の設置については、地元、真美ヶ丘第一小学校及び地元PTAとも協議したうえで施工したものです。地元から改善依頼等があれば、対応してまいりたいと考えます。

41 赤部の交差点について、信号は設置されているが、西から坂を降りてくるトラックの信号無視で危険な場面を見たとの住民がおられる。下校時の子ども安全が心配である。大きな標識と下校時の見守りが必要ではないか。

(回答)

引き続き安全運転の啓発に努めるとともに、交通安全対策について関係各課と協議を進めてまいります。

また、下校時の見守りについては、P T Aや地元自治会と協議いたします。

- 42 (赤部)トンネルの中が暗いので照明をつけてほしい(弱い照明はあるが十分でない)。さらに、ひだまり保育園前あたりと信号前には減速帯(あるいは減速勧奨板)を設置してほしい。

(回答)

笠ハリサキ線カルバート内の照明器具については、カルバート本体の長寿命化修繕工事とあわせて灯具のLED化による視認性の向上を実施すべく計画策定を進めてまいります。

また、ひだまり保育園前及び西側信号交差点付近においては、平坦で見通しの良い区間であり、歩車道の分離もなされていることから減速帯の必要性は低いと考えます。

- 43 (赤部)トンネルは標識から判断して、歩行者・自転車は不可でミニバイク・自動二輪は可となっているが自転車で山を越えるのは難しいのではないかと。自転車利用者の意見もよく聞いて改善を図ってください。

(回答)

笠ハリサキ線カルバート内は、自転車通行帯を設置するには幅員が十分でなく、自動車との接触等が危ぶまれることから自転車利用者の安全を考慮し、カルバートの上を通行いただくこととしています。

- 44 馬見南1丁目ヤオヒコの交差点の安全対策をお願いします。

(回答)

歩行者の安全を確保するため歩車分離式信号機が設置されています。また、交通指導員の立哨に加え、地元ボランティアの方々にも立哨にご協力いただいています。

- 45 中和幹線から右左折して広谷秋廻り線を北上した場合、馬見南4丁目に右折で入ろうとすると、ブレーキのかけ具合によっては後続車に追突される危険があります。住民参加で安全対策を講じて下さい。さらに馬見南4丁目と同5丁目の区間を移動するにあたり、この場所で広谷秋廻り線を横断するのはかなり困難です。あわせて対応策を検討して下さい。

(回答)

主要幹線道路交差点付近の安全対策となりますので、管轄となる警察の意見を聞きながら対応策を検討したいと考えます。

- 46 通学路に歩道がありません(スーパーイズミヤ付近)。歩道の設置をお願いします。

(回答)

整備工事については、南郷方面から順次行っています。

- 47 大量の児童が横断する道路(平尾)には信号機の設置をお願いしたところ11月には設置される予定と聞いていますがどこまで進んでいますか。いつ設置されますか。

(回答)

奈良県警からは、平成31年度内に設置する予定であると確認しています。

48 かつらぎの道にあずまや設置を要望したところ「建築基準法上無理だ」とのことでしたが、かつらぎの道の将来像についてはどのように考えていますか。

(回答)

かつらぎの道は、周辺住民の方の生活道路として使用されているとともに、真美ヶ丘地区から近鉄五位堂駅への通勤通学路としても利用されています。今後も、より安全で安心して利用いただける歩行者・自転車専用道路として整備に努めてまいります。

### 介護保険・高齢者福祉施策について

49 今年度から始まった第7次介護保険事業計画では、大幅値上げをもくろんだ貴職の提案は2度にわたり議会で否決され最終的に「そのままの保険料で継続」の専決という判断をされました。今後は、介護保険料引き下げのため、国庫負担を大幅に増額するように国はたらきかけること、住民税非課税・介護保険料普通徴収の高齢者・無年金者の保険料を、大幅に軽減するための減免制度を拡充することに取り組んで下さい。

(回答)

第7期介護保険事業計画における介護保険料につきましては、人口推計、要介護認定者、各サービス量や費用の伸び等を推計し、安定した介護保険制度を維持するため、3年間の必要給付費を推計して上程させていただきましたが、最終的に第6期保険料を維持するものとなりました。

介護保険給付に対する負担割合につきましては、介護保険法で定められているもので、変更につきましては、国全体におけるの検討事項であると考えます。

住民税非課税者、無年金者等の低所得者対策としては、保険料第一段階となり保険料率の軽減が図られており、また施設利用者には負担限度額認定もあり、所得に応じた軽減が図られていると考えています。

50 介護保険法には規定のない「期中の介護保険料改定」を担当課長が議会答弁しています。平成30年度から3年間はそのまま実施するのが法の規定ですのでこの答弁は撤回すること。違法な条例改定は行わないこと。

(回答)

介護保険事業計画は、3年間で1期として町が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を策定するものです。介護保険料については、「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。」と介護保険法で定められており、計画策定時には3年間同額の基準額を定めています。

しかしながら、計画実施期間中に介護保険財源に不足が生じる場合、円滑な介護保険事業の実施が困難と見込まれるなどの場合の計画見直しについては可能であり、違法でないことを確認しております。

本町における第7期の介護保険料基準額につきましては、平成30年度の給付実績も加味し、適正な

サービス量の見込み、必要給付費を推計した上で、計画の変更が必要になるかどうか検討していきたいと考えます。

- 51 入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にした上で計画的に整備を行うこと。特養ホームの入所は要介護 3 以上の基準を一律機械的に実施せず、要介護者の身体的社会的必要性に応じて入所を検討し、ケアマネージャや施設と協力して入所を受け入れること。特養ホームの入所にあたり要介護1・2の方の実態はどうなっていますか。

(回答)

待機者数の把握については、第7期介護保険事業計画策定時に行った在宅介護実態調査の中で把握し確認しています。在宅介護を進めていく中で、施設整備については新たな計画は見込んでいませんが、住民ニーズや高齢化に伴う認定者数の増加、待機者数等の確認を行いながら施設整備計画の必要性を検討してまいります。

また特別養護老人ホームへの入所につきましては、原則要介護3以上となっておりますが、例外的に要介護1、2においてもやむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には入所を認めているケースもあり、個別事情を考慮しながら対応しています。

- 52 一定所得以上の被保険者の利用料 2～3 割負担化をやめるよう国にはたらきかけること。介護サービス利用料を町独自に軽減する措置を制度化・拡充すること。

(回答)

急速に少子高齢化が進み、介護が必要となる高齢者の増加と主として介護保険制度を財政的に支える現役世代の減少が見込まれる中、一定の所得がある方については、能力に応じた負担を求めるもので、介護保険制度の安定的な継続を図るための負担であると考えています。

- 53 「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施にあたり、A型やB型などの「無資格者による安上り」なサービスは実施せず、要支援者に対する現行相当の給付を継続できるよう具体的な施策を講じること。要支援者に対する給付を従前の介護予防給付で行うよう国に要望すること。また、「ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスの全額自己負担化、利用料 2～3 割負担の対象者の拡大、要介護1・2の通所介護の総合事業移行、ケアプランの有料化」などに反対し、国に働きかけること。

(回答)

介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、介護予防訪問介護と介護予防通所介護につきましては、地域支援事業に移行していますが、本町では、移行以前のサービス内容と同様のサービスの実施と地域の実情に応じたサービスの提供を実施しています。

利用料の負担割合など、国の施策検討につきましては、今後の介護保険制度の安定的継続を考えたものであると理解しています。

- 54 低所得者が安心して介護施設を利用するための補足給付を従前通りの基準で行うこと。資産要件の

一律適用は行わないこと。申請書への銀行通帳の添付など強要しないこと。

(回答)

低所得者の方が安心して施設利用ができるように、食費と部屋代の一定額以上が申請によって保険給付される負担限度額認定の制度は、従来通り実施されています。

また制度の認定においては、年間の所得だけで判断するのではなく、預貯金等の資産状況も勘案して負担段階を決定するものです。

預貯金等のコピーの提出については、資産状況を確認させていただくものであり、在宅で暮らす方や保険料を負担いただく方との公平性をより高めるためには、資産状況を確認したうえでの認定が必要であると認識しています。

55 利用者の実態とかけ離れた介護認定を改善するため、実態を調査し改善措置を講ずること。

(回答)

要介護認定につきましては、利用される方からの申請後、その方の状態を確認させていただき認定調査を実施し、コンピュータによる一次判定、認定審査会での二次判定を経て介護認定が決定します。申請者の状態を直接調査、確認させていただいての認定となっています。認定調査後提出される調査書については、項目と特記事項等の記載内容に矛盾が生じないかのチェックも行っており、それぞれの状態に応じた介護認定になっているものと認識しています。

56 住民の立場に立った地域包括ケアを実現するため、町がそのネットワークづくりに責任を果たすこと。

(回答)

住民が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、また自立した生活を継続出来るよう、適正な介護保険サービスの実施や、介護予防への取り組み、地域づくりへの支援等を行い、医療・介護連携を始めとする多職種連携、各関係機関との連携協力を図りながら、本町の地域包括ケアシステムの構築に取り組むと考えています。

57 町営住宅の建設で高齢になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を整備すること。

(回答)

町営住宅4団地のうち3団地については、老朽化が著しく建替計画を進めなければならない状況です。建替計画において、バリアフリー等住みよい町営住宅のあり方についても検討を進めてまいります。

58 高齢者や障がい者などの外出支援のために、元気号の充実をはかると同時に福祉バスなどの施策を検討すること。

(回答)

広陵元気号の充実については、No.27のとおりです。

福祉バス施策としましては、各地域の老人クラブが老人福祉センターを利用する場合に、バス運行事業者による送迎を行っているところです。

59 高齢者の熱中症対策を拡充すること。そのために公民館等の有効活用をはかること。

(回答)

熱中症対策については、特に高齢者や乳幼児に注意が必要と認識しています。広報や町ホームページ等を活用するほか、区や自治会に協力いただいて注意喚起を図ってまいります。

また、公民館等の公共施設については、「館内を適切な温度に保つ」、「ウォータークーラー等を設置して水分補給を促す」、「ロビーなどで休まれるよう声かけをする」などに留意しながら、気軽に利用いただけるよう対応したいと考えます。

60 次の点を国に要請すること。

① これ以上の年金引き下げをやめること。リスク性の高い株式への投資は見直し、従来の上限まで戻すこと。

(回答)

年金は、物価変動率等により改定されるというルールのもと運営がなされています。そのため、物価が上がれば年金額も上がり、物価が下がれば年金額も下がり、実質的な年金額は目減りしないようになっています。

② 「最低保障年金制度」をつくること。当面、基礎年金の国庫負担分、約 3 万 3 千円をすべての無年金者・低年金受給者に支給すること。

(回答)

少子高齢化が急速に進み、制度を支える人数が少なくなっていくなかで、老後の所得保証とされる年金の財源をどのように確保するかが課題となります。今後も国の動向に注視してまいります。

③ 年金支給年齢のさらなる引き上げをやめること。また、このことに連動した国民年金保険料の納付期間の延長はやめること。

(回答)

「60歳引退社会」に代わる「65歳現役社会」の実現を目的として、高齢者雇用の一層の促進を図るために、厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられました。国民年金につきましては、制度発足当初から65歳支給開始に変わりはありません。

現時点で国民年金保険料の納付期間は延長されていませんが、今後も国の動向に注視してまいります。

#### 国民健康保険・後期高齢者医療・健康診断について

61 国保財政への国庫負担の大幅引き上げを国に要請すること。高すぎる国保税を引き下げ、払える保険税にすること。国保税の算定は応能負担を原則とし、住民税非課税世帯は所得割をゼロに、均等割負担も大幅に下げること。

(回答)

国保制度改善強化全国大会において、「今般の国保制度改革が実効あるものとなるよう、毎

年3,400億円の公費投入を確実に行うとともに、保険料の激変緩和措置に必要な財源を確保するなど財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図ること」を決議し、国に要望を行いました。

国保税の算定については、所得に応じた負担（応能割）と一定率の負担（応益割）からなっています。低所得者には7.5.2割の法定軽減制度が適用され、応益割が軽減される仕組みとなっており、軽減判定所得についても、引き上げが図られ、適用範囲の拡充が実施されているところです。

- 62 国保の県単位化が実施されても、従来町独自に進めてきた申請減免制度を継続することは貴職の英断です。さらに、国保税の高額化を抑制するために、貴職が自主的に実施していた一般会計からの繰り入れも引き続き検討すること。県単位化がどのような影響を及ぼすのかを住民に知らせ十分に協議して新たな住民負担とならないようにすること。

(回答)

平成30年度より県単位化の新制度が始まり、平成36年度を目途に県内どこの市町村でも同じ所得であれば同じ保険料となるよう、この6年間に市町村間の調整を図りながら各市町村において保険料の設定が行われているところです。奈良県国民健康保険運営方針において、一般会計からの法定外繰り入れについては、赤字の解消及びこれに伴う急激な保険料上昇の抑制を図るために行えるものとなっています。このことから、広陵町では、解消すべき赤字がないことから一般会計からの法定外繰り入れは行わないことといたします。

しかしながら、過去において、多額の累積赤字を抱え、一般会計からの繰り入れを行ってきた経緯もあり、また、財政調整基金の積立金もあることからこの基金を活用し、広陵町で定着している条例減免の制度継続や保健事業の充実を行ってまいります。

- 63 平成29年度国保特別会計決算では基金に7千万円を繰り入れてもなお1億円の黒字を計上しています。1世帯1万円の減税は5千万円あれば可能ではありませんか。

(回答)

1世帯1万円の減税につきましては、単年度のみの実施であれば5千万円の財源で可能ですが、長期的な国保財政運営の観点から、有益なものではないと考えます。そこで、平成29年度までに保有しています国保財政調整基金の積立金の用途を検討していく中で、目的をもった軽減策を検討してまいります。

- 64 払える保険税、利用できる国保とするため、国保44条や77条の減免制度を活用すること。そのため、申請用紙を担当課窓口及び医療機関窓口に常設すること。減免事由として一時的でない「低所得」を設け恒常的生活困窮者を対象とすること。

(回答)

災害により資産に重大な損害を受けたことにより、一部負担金を支払うことが困難と認められた場合、一部負担金の免除、減額及び徴収猶予することができるよう、平成24年4月1日から「国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱」を施行しています。また、施行当初から一部

負担金の減額及び徴収猶予については、収入基準額を国基準より拡大しています。

44条減免については、詳細についての聞き取りが必要となるため、申請書を窓口等に常設することは、制度上、不相当だと考えます。

また、医療費自己負担の減免のみで生活苦が留まるケースが極めて少ないことから、生活全般の支援が必要な場合は、生活保護などの相談に繋げる必要もあり、慎重に対応して行かなければなりません。

平成28年度、平成29年度においては、相談及び適用したものはございません。平成30年度においても、現在のところございません。今後も広報などを通じて制度の周知を行ってまいります。

- 65 資格証明書の発行、差し押さえは行わないこと。短期被保険者証の留め置きは行わないこと。高校生までの子どもには1年間の被保険者証を交付することは法令通り実施しているとのことで歓迎します。

(回答)

現在は、医療機関で一旦全額支払う必要のある資格証明書の発行はしておりません。やむを得ず短期被保険者証の発行となる対象の方には、納税相談の機会を持つよう心がけ、実情に応じた納税方法での納付交渉をしています。

18歳到達年度末までの子については短期証とすることはなく、年度当初に1年証を発行しています。

- 66 特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特にガン検診等の内容を充実させ、特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

奈良県下で統一された基本項目を実施とし、費用は無料としています。また、集団健診の際にガン検診を併せて受診できるよう日程を調整しています。

- 67 70-74歳の医療費2割負担を1割負担に戻すこと。後期高齢者医療制度保険料の特例減免措置廃止を実施しないように国によびかけること。より根本的には、後期高齢者医療制度を廃止するよう国によびかけること。

(回答)

70歳から74歳の一般所得者に対する暫定的措置として、後期高齢者医療が始まった平成20年度から国が1割を負担するものとして実施され、毎年度実施要綱の改正により国が予算措置をしてきたものです。今回の見直しは、世代間の公平の観点から行われたものであり、高齢者の生活に大きな影響が生じることのないよう、新たに70歳になる被保険者から段階的に実施されたものです。今後とも、情報の収集と共に国の動向を注意深く見守ってまいります。

後期高齢者医療制度については、制度創設から10年が経過し、住民のみなさまに定着した医療制度であると認識しています。また、特例減免措置の廃止については、被保険者間の負担の公平性を図るために実施されます。

68 後期高齢者医療制度の保険料については、生活実態に即した低額の保険料とし、滞納者に対しては短期被保険者証・資格証明書の発行をしないように広域連合によびかけること。町では短期証は発行しているが資格証は発行していないとのことです。短期証発行枚数と実態について説明願います。

(回答)

後期高齢者医療制度の保険料は所得に応じての負担となっています。低所得者には均等割額が軽減となるように設定されています。

滞納者については、短期証の発行となります。発行者の基準は、毎年6月1日を基準日とし、①前年度に賦課した保険料の総額のうち納期限から6ヶ月を経過してもなお当該納期に係る保険料を納付していないこと。ただし、前年度に賦課した保険料の総額のうち2分の1以上を滞納している者に限る。②前々年度以前の保険料を滞納していること。となっています。平成30年度においては、1名に6ヶ月の短期証を発行しています。滞納の早期解消に向け、今後も継続して交渉をまいります。

69 後期高齢者医療制度の医療費は無料とすること。少なくとも住民税非課税世帯は医療費負担を無料にするよう広域連合によびかけること。

(回答)

自己負担が無料であった老人保健制度と同様に医療費の増大が懸念されます。また、受益者負担の観点からも医療費の無料化は不相当だと考えます。低所得者については自己負担限度額が設けられ、一定以上の自己負担とならないよう配慮されています。

70 「後期高齢者の健康診査を特定健康診査の集団健診と同時並行で実施できないか」との要望に応え、来年5月に寺戸南に開業する健診センターの活用を検討していると議会答弁がありました。進捗状況を示して下さい。

(回答)

健診センターについては5月開業に向け諸準備が進められています。現在、町で行っている特定健康診査の集団健診をどのような形で実施できるのか調整を進めているところですが、町医師会との調整や町の予算編成時期から、来年度からの実施は難しい状況です。引き続き、後期高齢者の健康診査と特定健康診査とが同様に実施できるよう協議を進めてまいります。

71 健診内容の充実と受診率を高めるための広報の拡充などの施策を行うよう広域連合にはたらきかけること。

(回答)

健診内容については、県下統一の内容で医師会と契約して実施しています。受診率を高めるための広報については、広域連合に積極的に働きかけるとともに広報紙等でPRしてまいります。

72 70歳以上の方の高額療養費制度の改悪をやめるよう国によびかけること。

(回答)

平成29年8月診療分から、高齢者の自己負担限度額が引き上げとなりました。これは、医療の高度化等による医療費の高額化及び増加に伴うものであり、やむを得ないものであると考えます。

### 生活保護について

73 生活保護基準の切り下げを元に戻すよう国に要請すること。

(回答)

生活扶助費の基準額は、全国消費実態調査を基に一般の低所得層の消費支出と比較して5年に一度改定されるものであり、一般の低所得者との調和の取れたものであると認識しています。

また、改定に当たっては機械的に実施しないよう求める報告書案等を受けた上で審議されており、一部の減額幅を縮小するなど必要な配慮がなされているものと認識しています。

74 この間の生活保護基準切り下げに伴う諸制度への影響を把握し、生活困窮者を支援する町独自の援助制度を設けること。

(回答)

生活保護における生活扶助費等は地域格差等も考慮のうえ生活保護実施要領に定められていますので、その均衡を保つためにも町独自で支援を行うことは適切ではないと考えます。

75 生活保護世帯に、一時扶助でエアコンの設置修理費用が支給できるように、国に要請すること。夏季加算の設置を国に働きかけること。熱中症対策も含め夏季加算の設置を国に働きかけること。

(回答)

エアコンの設置については、「平成30年4月以降の受給世帯」であって、「高齢者や障がい者、子ども、体調の優れない人がいる場合」には、昨年7月から購入設置費の一部が支給されています。

また、エアコンの設置費用は被保護者の家計規模に比して高額であることから、社会福祉資金の貸付けを認めているところです。

夏季加算の設置については、近年の気象条件等を踏まえ、国において検討されるべきであると考えます。

76 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験と熟練、人権感覚豊かなワーカーの配置を行うこと。

(回答)

社会福祉法第16条に定める所員の定数は、町村においては「被保護世帯の数が160以下であるときは2とする」とされており、平成30年11月末現在の広陵町における被保護世帯数は132ですが、これに対し中和福祉事務所の2名のケースワーカーが担当しており、基準は満たしているものと認識しています。

また、中和福祉事務所職員の配置については県が行うものでありますので、正規職員の配置などにつ

いては町では回答いたしかねます。

77 ケースワーカーの研修を重視し、法令を遵守し、申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動は行わないこと。

(回答)

中和福祉事務所のケースワーカーについては、生活保護制度をはじめ受給者への対応などについて県が研修を行っています。本町の担当職員についても、業務に必要と思われる研修には積極的に参加しており、人権に配慮した対応を行っています。

78 申請権を保障するために、生活保護のしおり・手引きなどは正確で分かりやすいものとし、申請用紙を添付し、住民が分かりやすい場所に常時置くようにすること。町福祉部にも常時置いてほしい。

(回答)

本町住民の生活保護申請先は中和福祉事務所(県)であることから、町で相談を受けた際には詳細を聞き取り、必要に応じて県に繋ぐという体制を取っていますが、この際、県が作成した手引きによって生活保護制度について詳細に説明を行っています。

生活保護については、まずその必要性を聞き取ることが重要であることから、申請書を窓口を設置することはそぐわないと考えます。

79 通院や就職活動のための交通費として移送費を支給すること。まだ知られていない現状を改めるために特段の移送費制度周知に取り組むこと。

(回答)

通院に要する交通費は、「その負担が医療機関を受診することを阻害するものでないものについては他の日常的な交通費と同様に生活扶助に含まれる」とされており、定期的な受診であっても一概に支給されるものではなく、その要否は医師の意見書を基に決定されます。また、就職活動のための交通費についても移送費として認められる場合があり、これらの制度については受給者には説明していますが、今後も制度周知に努めてまいります。

80 自動車があれば生活及び仕事ができない場合は保有を認めること。

(回答)

生活保護受給者の自動車保有は、単に生活する上での利便性を確保する目的では認められていませんが、障がいがある方や自動車がないと就労できない方等については、所有が認められる場合があります。

81 個別の特性に応じた就労指導を行うとともに、町として仕事の確保に努力すること。

(回答)

現在、中和福祉事務所の就労支援専門員が受給者の特性や生活状況に合わせた就労支援を行っており、就職に結びついているケースがあります。また、生活保護受給者に対して町として仕事の確保・

提供ができるかについては、今後、関係部署等と研究してまいりたいと考えます。

- 82 生活保護世帯の子どもが大学進学を希望する場合はこれを援助すること。実態は、世帯分離を行わなければ大学受験の機会が与えられていない。教育の機会均等原則を逸脱している。

(回答)

生活保護は世帯単位で認定されるため、高校を卒業して一定の技能や知識を有し、稼働能力があるにも関わらず大学に進学する方については生活保護の対象から外れることになるため、他の世帯員と分けて認定する取扱いになります。

また、高校生が進学準備のためにアルバイトをした場合、自立支援計画書を提出して認定されれば世帯の収入に算定せず貯蓄が可能であり、平成30年4月からは進学に際して一時金を支給するなど、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援は行われているものと認識しています。

### 障がい者施策について

- 83 障がい者福祉サービスの支給決定について、町のガイドラインを開示すること。また一人一人の生活実態や障がいの状態を十分に考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。

(回答)

本町では障がい者の区分認定調査を全て職員が実施しており、対象者の意向や状態等を的確に把握するよう努めています。サービス支給決定に当たっては、対象者の希望を優先させることはもちろん、調査で把握した情報に加え計画相談事業者等と協議を行ったうえで、適したサービスと必要な量の支給決定を行っています。

支給量の決定にあたっては、様々な要因を総合的に判断しなければならないため、一般的な基準を示したガイドライン(支給決定基準)の開示は誤解や混乱を招く恐れがあるため積極的に行っていませんが、必要な場合には開示しています。

- 84 障がい者の医療費助成制度を、現物給付で窓口無料制度とすること。また他の市町村とともに県によりかけること。

(回答)

質問 17 の回答のとおりです。

- 85 監査や提出資料の精査を行い、事務を簡素化すること。

(回答)

各種申請に当たっては簡素化を図っていますが、要件を満たしていることの確認や負担額の算定のため必要な資料の提出を求めています。特に複雑な制度の案内や申請については、作成したフロー図を用いるなど、わかりやすい説明に努めています。

- 86 障がい者のニーズに合わせたサービス支給決定を行うこと。

(回答)

質問67の回答のとおりです。

87 地域活動支援センターへの安定的な運営のための報酬を確保すること。

(回答)

地域活動支援センターの運営に当たっては、報酬ではなく、運営に係る経費を各市町村がその利用住民数で割って負担するという形を取っていますので、安定的な運営は確保できていると考えています。

88 町職員の障がい者雇用比率は法定の2.3%に達していますか。町内企業の障がい者雇用比率を町が把握して、法定の2.3%に達するように支援すること。模範を示すべき国家機関が実態のない障がい者雇用比率を示してきたことが今般露顕し、障がい者や障がい者団体の強い批判が出ていることを想起すべきである。

(回答)

国及び地方公共団体等の障がい者の法定雇用率は、平成30年度から2.5%に引き上げられています。

本町の障がい者雇用の状況は、労働局への報告基準日である平成30年6月1日時点において、障がい者雇用人数は5名、雇用率は1.65%、法定雇用率の達成には2名不足となっており、法定雇用率の達成に向けた障がい者採用計画を労働局に提出し、来年度の支援スタッフの採用において3名の採用を予定しています。

今後とも、法令遵守及び障がい者雇用促進の観点から、障がい者の採用を図ってまいり所存です。また、町内企業の障がい者雇用比率達成に向けては、関係機関等と連携して支援してまいります。

### 医療・介護体制の拡充のために

89 次の点を国に求めること。

- ① 医療・介護従事者の夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。具体的には1)1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保・夜勤回数の制限など労働環境改善のために規制を設けること。2)夜勤交代制労働者の労働時間を短縮すること。3)介護施設における一人夜勤を早期に解消すること。
- ② 安心・安全の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- ③ 患者・利用者の負担軽減をはかること。

(回答)

少子高齢化の進んでいく中、介護を必要とする者が増大する一方で、その支え手が減少することが見込まれています。

国としては、介護人材の確保に向けた処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減などを柱とした取り組みを行っていますが、今なお介護サービス事業者にとって、人材確保が厳しい状況にあることも実態と捉えています。

平成30年度の介護報酬改定においては、医療ニーズに対する加算や医療介護連携による加算など

地域包括ケアシステムの推進に向けた改定や多様な人材の確保と生産性の向上に向けた報酬改定などを行っており、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進していくものと認識しています。

90 次の点を県に求めること。

- ① 「奈良県地域医療構想」は一般病床を「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の4機能に再編し、奈良県全体の必要病床数を10年間で990床削減する計画となっています。県内5つの医療圏ごとの病床削減計画は奈良医療圏で175床、東和医療圏で304床、西和医療圏で84床、中和医療圏で223床、南和医療圏で204床となっています。また、2792床の高度急性期病床及び急性期病床を回復期病床へ転換・削減する計画となっており、奈良県の救急医療体制、特に肺炎や骨折など高齢期に特有の疾患や在宅患者の急性増悪時への対応に大きな不安を抱かせる計画です。奈良県構想は未だ多くの奈良県民に説明されておらず、もっと県民や医療従事者の意見を聞き、地域医療の実態に合ったものにすべきだとの声が上がっています。さらに構想の中では、病床削減により2025年の在宅医療の必要量が現在の1.5倍に増加すると想定していますが、そのための方策については市町村と地区医師会の責任のみを強調する内容となっています。こうした問題点が多い奈良県地域医療構想について、専門家や市町村、多くの県民の意見を聞き、県内の地域医療の実態や住民の実際の医療要求の正確な把握を行う中で、見直しをされるように強く求めます。

(回答)

奈良県の施策に基づく構想であるため、本町としては今後の動向を注視してまいります。

- ② 医療費の抑制のためと称して、従来1点10円で計算していた医療費を9円にする方針が荒井知事から示されました。人員の確保や機械の更新・薬の確保などに大きなマイナスの影響が懸念される場所です。奈良県で開業する医師が減る危険すらあります。地域医療を崩壊させ、病気になっても医者にかかれず患者になれないという問題が生じるのではないのでしょうか。

(回答)

奈良県の施策に基づくものであるため、本町としては今後の動向を注視してまいります。

- ③ 2017年4月から始まった「総合事業(要支援・生活援助の介護保険外)」について、事業所や利用者にとってどのような影響が出ているのか、実態調査をすみやかにこなうこと。

(回答)

本町におきましては、平成28年3月から総合事業に移行しています。サービス実施においては、訪問型サービスや通所型サービスを移行前と同様に実施しています。また、自立支援型地域ケア会議なども行いながら、適正なサービスの提供に繋げています。今後、更にサービス提供の内容を含め、事業所や利用者とともに必要なサービス内容や社会資源の確認を行ってまいりたいと考えます。

#### 充実した教育の実施のために

- 91 長い間の住民の願いであった中学校給食が一昨年9月から開始されました。中学校給食運営委員会は「古寺北側の土地に、広陵中と真美中を対象としたセンター方式で設置する」のが多数意見でした

が、町長の公約にもなかつた香芝市と合同の給食センターを民間委託で行うものとなりましたので、当初の願いとは程遠い運営となっていることが残念です。けれども、現状から少しでも良いものに改善するために以下の内容が求められます。小学校給食に関しても合わせてお願いします。

- ① 生徒へのアンケート(すみやかに実施してほしい)の実施でおいしい給食に改善する。ところで保護者にはアンケート結果は報告されていますか。

(回答)

給食センターは、生徒の嗜好なども十分考慮した上で、学校給食としての制約はあるものの献立編成や調理の工夫をこらし、安心安全でおいしい学校給食が提供できるように努めています。先に実施したアンケート結果については、町ホームページに掲載しています。

- ② おいしい給食にするために、関係者の試食や献立検討委員会の開催を引き続きお願いします。

(回答)

関係者の試食や献立検討委員会はこれまでと同様に開催し、安全安心に加え、より美味しい給食になるよう引き続き努力してまいります。

- ③ 朝ごはんを食べない14%の生徒を意識した食育の充実。生徒へのアンケート実施で原因を突き止め食育を図ってください。

(回答)

学校と連携し、栄養教諭の給食指導や調理員による学校での特別授業を実施するなど、食育の充実に努めています。

- ④ 地産地消を進める(町内生産物を30%に、困難があれば近隣・県内の生産物を活用する)。町内の生産物は、なす・ねぎ・しめじと聞いていますが、もっと広陵町の生産者と連携して進めてほしい。

(回答)

毎月19日前後を「ならの日」「食育の日」として、なすや塩こうじなど広陵町産の食材や、奈良県産の青ネギや大和まななどを使用した献立を積極的に取り入れた給食を実施しています。

また、今年度から奈良県農協や広陵町、香芝市の各農家と連携し、広陵町産ではなすび、キャベツ、大根、香芝市産では、米粉、みそ等を使用いたしました。

今後も地元産の供給が行えるよう奈良県農協とも連携して地産地消の使用率を高め、その推進に努めてまいります。

- ⑤ 香芝市から土地賃貸料を支払っていただくこと。自治体間の連携は双方が支払うべきものは支払ってこそ発展するものです。30年で1億円と試算していたもので住民の大きな財産となっています。

(回答)

議会でも使用貸借(無償)についての議決をいただいております。毎回申し上げているとおり連携協定はそもそも土地使用料に特化した考え方ではありません。

- ⑥ 「義務教育は無償」の原則にのっとり、給食費を無償化するため国にしかるべく請求すること。さらに全面的な無償化に至る前であっても、軽減策あるいは無償化の検討(第一子は全額負担であっても、第二子は半額で、第三子は無償)など考えてほしい。

(回答)

給食費については、児童生徒が食べる材料費に全額充当しており、給食を作るための光熱水費や人件費は町民すべての税金で賄い運営しています。今後、給食実施回数を増やしていく必要性や給食メニューの充実等給食費の値上げを検討する機会を捉え、その際に多子軽減についても検討してまいります。

- ⑥ 直営から民間委託になって小学校給食の味が落ちたという声があります。民間委託後の残飯率が明らかになりましたが、同じ民間委託であっても自校方式で従来の調理員が横滑りで再雇用されている小学校給食では残飯率が3%なのに比して、全くゼロからのスタートとなったセンター式の中学校給食では残飯率が10%を超えているという驚くべき実態が明らかになりました。おいしくない給食は子どもたちの支持も得られないし食育もままなりません。どうするつもりですか。

(回答)

教育委員会、栄養教諭及び調理師等で工夫・調整し、現在は当初あったようなおいしくないという旨の意見は特にいただいておりません。残食率については、中学校給食センター運営委員会でも取り上げ、残食が多い献立等を分析、目標を設定して、具体的な取り組みとして学校と連携し残食率の低下を図っています。

- 92 就学援助制度の対象を生活保護基準の1.4倍以下の世帯まで拡充し、申請受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けること。この制度について入学説明会などで早めに保護者に周知徹底をはかること。

(回答)

現在の対象は、生活保護基準の1.3倍以下で設定しています。県内市町村のほとんどがこの基準で実施していますが、今後も他市町村の動向を注視してまいります。

申請受付は、役場での受付を拒むものではありませんが、学校の所見を必要としていることから、学校で受付をお願いしているものです。また、制度の説明は新入生入学準備金を3月に支給することから、先にも申し上げましたが、入学前からチラシや広報、町ホームページでも周知に努めています。

- 93 図書の返却口の増設を。近鉄五位堂駅前に返却BOXを設置してほしい。移動図書館の提案もかたくなに拒否しているが考え方を改めてもらいたい。図書館まで行けない層への利用促進をもっと検討してほしい。町内の大型店舗や中小の店舗で協力が得られる場合には返却ボックスを設置してほしい。

(回答)

返却口(ブックポスト)については、利便性もある反面、図書館来館(貸出)の継続性中断、資料管理上の問題などデメリットもあります。ただ、利用者の利便性も考慮し、近々公共施設や町内の大型店舗な

どへ設置することを検討しています。

- 94 移動図書館の設置をお願いします。移動困難者が増加していることや学校図書館では対応できない  
図書への貸し出しを容易にしてほしい。また図書の返却も受け付けてほしい。

(回答)

移動図書館については、費用対効果を鑑みて現在のところ運行は考えておりませんが、図書館から離れた地域の方にもよりご利用いただけるように、何かしらの方法を検討したいと考えています。

例えば、学校図書館や地域施設と連携し、データ関係も含めて、移動図書館の中継ポイントや図書返却口の役目を担う場として活用できないかなど実情に応じて検討したいと考えています。

- 95 一万人の要望が寄せられた中央公民館建て替えについて真剣に検討し対応すること。

(回答)

中央公民館は昭和48年4月に開館した施設で、経年劣化等により、多様化した施設利用者のニーズに応えることができない要素があります。町では、平成28年3月に「広陵町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の管理・対応についての方向性を定めたところですが、今回いただきました要望の趣旨を真摯に受け止め、関係機関と連携しながら、その時期や方法について検討したいと考えています。当面は現公民館が有する施設機能の維持改善に努めるため、順次対応してまいります。

- 96 政府と国会・県選出国會議員に対して次の内容の要望書を提出するとともに、その実現のためにあらゆる措置をとること。教育長が文部科学省事務次官通達で示された教員の過重労働改善の方針について十分に研究し学校長に対して具体的な援助と指導を行うこと。

① 30人学級を制度化し実施すること。当面小学校2・3年生の35人学級を法制化すること。あわせて教職員定数改善計画を策定すること。

(回答)

現在小学校の1年生は35人学級が制度化されて実施されています。小学校の他学年においては、学年の実態や1学級35人を超えている学年について少人数学級編制を実施し、きめ細かな指導ができるよう取り組んでいるところです。また中学校では、少人数指導によって学習内容の定着を図っているところです。今後も一学年でも多くの少人数学級編制や少人数指導が実施できるよう引き続き要望し、取り組んでまいります。

② 学力保障と生徒指導の充実など各校の教育課題の解決、6学級規模の小学校における専科配置や複式学級の解消、養護教員の複数配置、給食実施校への栄養職員・栄養教員完全配置などおこなうために教職員の大幅増を盛り込むこと。

(回答)

現在、専科配置のない学校においては町費講師として対応しており、今後も必要に際して県費教職員の配置を要望してまいります。

③ 教育困難校には実態を正確に把握し、教職員の加配を実行して支援すること。

(回答)

生徒指導上必要のある学校には、町費で非常勤講師を配置しています。また、町の社会福祉士も週2日派遣しています。

加配の必要性は認識していますが、加配をすれば課題が解消するものではないと捉えています。現教職員の生徒指導の力量を高めるべく、奈良県教育委員会生徒指導支援室とも連携をとり、直接指導を得ています。

97 学力テストの結果は、文部科学省自身が「学力の特定の一部である」とし「序列化や過度の競争を生じないように配慮を求め」ている。序列化や過度の競争を生じないようにどのように取り組んでいるのか明らかにしてほしい。

(回答)

文部科学省から出される調査結果については、平均正答数の表示を整数値にするなど、序列化を少しでも緩和する方策がとられています。それらを各学校に伝える際には、平均正答数の上下よりも、各設問別に解答状況を確認し誤答分析を行うこととして、調査・分析でとどめることなく、分かってきた課題をもとに授業で実践するところに重点を置くよう指導することで、序列化や過度の競争を生じさせないことにつなげています。

#### 広陵町の農業を守り、地産地消を進めるために

98 9月の台風21号は、去年の台風21号、22号に続いて広陵町の農家にも大きな被害をもたらしました。国は9月28日、被災農業者に対する緊急支援事業を決定しましたが実施主体は市町村になっています。町はどのような対応をしていますか？被災実態を詳細に把握し、被災農家が漏れなく国の支援が受けられるように町の施策要望します。

(回答)

国で「被災農業者向け経営体育成支援事業」が打ち出され(国は1/2補助)、町としても再建にかかる事業費の1/12、撤去に係る費用の1/4以内の補助をします。

被害調査については、各農事実行組合長(支部長)と協力し、もれなく周知するよう努め、国に対する補助金申請の準備をしているところです。

99 農家の高齢化や後継者不足が深刻化しています。農業の担い手確保、農業振興のため下記の具体的な支援をお願いします。

① 新規就農者へ農地や住宅の確保、ハウスや農業倉庫などの農業施設、農業機械等への支援強化。

(回答)

農業塾の修了生やイチゴの新規参入を考えている者に対して、ビニールハウスや農機具等を貸し出すことで実習を通してノウハウを身につけてもらい、就農に係る初期段階の不安要素を払拭する支援策を検討し、来年度から始動する準備を行っています。

- ② 収穫等の繁忙期に人手の確保が困難。ハローワークの紹介だけでなく、農業パートの人材登録・紹介制度を作ること。

(回答)

真美ヶ丘地区のアクティブシニアや主婦層、大学生等に農繁期に農作業をしてもらい、農家の負担を軽減できる仕組みを検討しています。

- ③ 農地をつぶして多くの住宅開発が進められています。農業振興、防災の観点からも見直しが必要です。国連は2019年～2028年を「家族農業の10年」として、家族農業の発展、食料自給率の向上を目指しています。安易に農地を宅地化するのではなく、農地を保全し家族農業を守り発展させる農業政策へと転換すること。また、増加している耕作放棄地もその方向での解決を目指していきたいと思います。

(回答)

耕作放棄地対策として、農地中間管理機構と農地利用最適化推進委員とが連携し、地域内の遊休地・耕作放棄地を洗い出して中間管理機構を活用し担い手に貸し出す取り組みを実施しています。今年度は3件ほどのマッチング実績があり、年々増えています。

また、県事業である「特定農業振興ゾーン」に寺戸地区、百済川向地区が設定され、耕作放棄地の解消・発生防止を目指すことを計画に定めており、県からの支援もされる予定です。

100 今年度は奈良県農協の米の概算払いが60kg当たり14300円と約800円引き上げられましたが、依然として30年前の16500円を大幅に下回っています。また、燃料費や資材費の高騰などで、農家の離農を加速しています。県とも連携して米の再生産を保障し持続可能な町の農業を維持していくために必要な対策を取るよう要請します。その重要な鍵として廃止された個別所得補償制度(直接交付金制度)の復活を国に対して求めるとともに米消費の拡大対策(米飯給食の拡大など)を検討してください。

(回答)

国や県でも「米に関するマンスリーレポート」で、主食用米等の需給見通しを示し安定した米の供給の実現に向けて動いているところであり、町においても農家の代表が集まる場で需給に応じた米生産について説明しているところです。

国の制度として、米の直接支払交付金は廃止となりましたが、水田活用の直接支払い交付金については継続して実施されており、今後とも米の販売価格の動向を見据え対策を検討していく所存です。

101 地産地消と食の安全を進めるために次の課題に取り組んで下さい。

- ① 学校給食への米を中心とする地場産農産物(町内及び県内産)の使用割合の向上をもとめ求めます。(現状は小学校、中学校それぞれ何%ですか?)。今後どのように増やす計画か、数値目標をもった取り組みをお願いします。そのためにも学校給食で使う農産物を計画的に生産する体制(委託生産等)を町のリーダーシップで整備してください。

(回答)

地場産物及び県内製造品率は、小学校24.7% 中学校20.2%です。

地場産物の推進については、奈良県農協や広陵町、香芝市の各農家と連携し、奈良県産、広陵町産及び香芝市産の野菜の供給が行えるよう努めます。

- ② 農家が運営する直売所、朝市のマップを作成していただき喜ばれています。1回で終わらせることなく、少なくとも年1回以上実施してください。また、広報誌やホームページ等でも広くPRするようお願いいたします。

(回答)

現在でも毎月広報紙に農家紹介のページを設け、地域の農家を紹介しPRしているところです。マップにつきましても必要に応じた更新等を行う予定です。

- ③ 学校給食食材の残留農薬、添加物、細菌等の検査を定期的実施し結果を広く知らせることが「食の安心」につながります。又測定結果の生のデータを開示ください。

(回答)

現在、各学期に1回実施し、町ホームページで公開しています。専門的になりますが、分析内容とその結果については、よりわかりやすい表記に努めてまいります。

102 今年3月に廃止された「主要農作物種子法」の復活(それに変わる公共品種を守る新しい法律の制定)を国に求めてください。

(回答)

主要農作物種子法は、米・麦・大豆の3種目を対象として、食料安定供給のために国が都道府県に対して種子生産や有料品種の買う初選定を義務づけていたものでありますが、種子生産者の技術水準の向上、全国一律の品種選定試験の必要性の低下及び民間事業者による種子生産の促進が必要とされる状況を踏まえ、このたび廃止されたものです。

町といたしましては、法律廃止前と変わらず今後も継続して主要農作物の優良な品種を確保し、栽培農家へ安定供給するという県の種子生産体制を鑑みながら、町内の農業振興に寄与したいと考えています。

103 農家にも多大な負担を強いる来年10月1日からの消費税10%への増税、軽減税率(2重税率)とインボイス制度の導入に反対してください。また、農産物の輸入自由化を促進し、日本農業に大打撃を与える日米FTA、TPP11、日欧EPAに反対してください。

(回答)

地方自治体が制度の是非について意見を表明することは適切でないと考えます。

### 安心して働くことのできる労働環境に

104 公契約のもとで働く人の適正な賃金水準や労働条件を確保し、地域の中小企業の経営安定、地場賃金の底上げを通じて、地域経済の再生や自治体財政の改善にもつながる公契約条例を制定するこ

と。

(回答)

昨年度に近隣市町村の動向を調査しましたが、県内では導入市町村が少ない状況であり、公正適正な業者選定を踏まえて、引き続き慎重に導入に当たってのメリット、デメリットを検討してまいります。

105 PPF・PFI・指定管理者制度など、公務公共サービスの民間委託は行わないこと。特に住民の人権に関わる事項については民営化・民間委託は行わないこと。また自治体の窓口業務の民間委託は偽装請負の問題があることを自覚して行わないこと。

(回答)

PPF・PFI・指定管理者制度は、単なる管理委託にとらえ行政コスト削減ばかりが注目されますが、それは副次的なものであり、これらの制度の根幹として、民間活力の活用により、行政だけではなし得ない住民サービスの向上につながるものと考えます。

制度の導入に当たっては先駆的事例等も研究し、適切な運用が行えるよう慎重に進めてまいります。

106 継続的な自治体の業務は基本的に正規職員で行うこと。臨時・嘱託・期限付雇用などの非正規職員の賃金・労働条件は正規職員と均等待遇とすること。総務省が一昨年 7 月 4 日公務員部長通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用について」に定めた待遇改善を行うこと。また、安易にボランティアを利用することなく雇用の場を確保すること。

(回答)

採用計画に基づき正規職員を雇用しており、職員の定員管理上、労働条件、業務形態により正規と非正規を明確に区別し、臨時職員等は、あくまで正規職員の補助的業務の範囲内という位置づけとしていことから待遇面では差があります。また臨時職員等は労基法を遵守して雇用しており、業務の場でボランティアを利用することはありません。

なお、地方自治法及び地方公務員法の改正により、臨時職員等の適正な任用等を確保する目的から平成32年4月1日に会計年度任用職員制度に移行することになっています。

107 ブラック企業や過労死を未然に防止するために、労働問題に関する相談窓口を設置すること。また、過重労働による健康被害の防止、職場のメンタルヘルス対策、パワーハラスメントの予防をはじめ過労死等防止のための啓発を行うこと。部門ごとのデータ分析を通じ、長時間労働の傾向が著しい職場については特段の対応を以て是正すること。公平委員会の調査も要請すること。

(回答)

商工会及び労働基準監督署と連携して取り組んでまいります。

108 若年層に対する労働条件に関する知識の付与・指導の充実をはかること。あわせて企業が行う労働環境の整備について指導・援助を強化すること。

(回答)

商工会及び労働基準監督署と連携して取り組んでまいります。

109 クリーンセンターで発生した死亡事故の裁判を通じ、裁判所は町の安全配慮注意義務が果たされなかったことを問題にしている。さらに、葛城労働基準監督署は仕事を受けたシルバー人材センターに対して、その一部の業務について労災保険の適用を通告し、シルバー人材センターもその指導を受け入れ過去 3 年間の未納保険料の支払いに応じたとのこと。町内には、他にも町が委託している事業所もあるが、法令に照らして正しい手続きがなされているのかどうか、この際チェックをしてほしい。

(回答)

業務委託契約に当たっては、確認体制を強化し事業者に対し法令の遵守を契約書等に盛り込むなどして徹底させるとともに、現在契約中の契約業務に関しても、法令遵守の徹底を求めてまいります。

### 税金・商工問題の改善のために

110 県下自治体で初めてわが町で制定された小規模事業振興条例に基づいて、振興計画や施策の検討会・審議会などに町民や民主商工会が参加することは可能ですか。また、広陵町の小規模業者の声を地域づくりに反映させるため、都合がよろしければ民主商工会と各部課との懇談の機会などをいただきたい。

(回答)

中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく振興計画の策定及び施策の検討については、事業所及び関係団体の声を反映させるためワークショップを開催しており、町ホームページでも参加を呼びかけています。

また、条例では中小企業関係団体等の役割について、町が実施する振興策に協力するよう努めると明記されていることから、今後も各団体と連携を図ってまいりたいと考えています。

111 マイナンバー制度の導入により、全国で自治体の通知書誤送付などにより個人情報漏えいした事例が出ています。町の各種手続きの際の番号管理体制や、問題が起こった場合の対処についての説明をお願いします。わずか 9%の町民しかマイナンバーカードを持たず、盗難や紛失などで大きな損害が出る恐れがあるこの制度はこの際廃止するように国にはたらきかけて下さい。

(回答)

前回と同じ回答となりますが、個人番号利用事務実施者である市町村が個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で個人番号を含む特定個人情報を提供する場合、本人が事業所に対して個人番号を提供したか否かは要件とされていませんので、特別徴収義務者に対し個人番号の提供をしていない者など、給与支払報告書に個人番号の記載がない者の個人番号についても市町村が事業所に対し通知する特別徴収税額通知書に記載することとなっています。

なお、住民税特別徴収の関係で事業所に通知する際、地方税法及び地方税法施行規則の規定では、マイナンバーを不記載や一部不記載とすることは認められていないことから、適切かつ慎重な取扱いを行うよう周知されており、①本人のマイナンバーが正しく記載されていること。②特別徴収義務者において定めるマイナンバーを取り扱うこととされた部署や担当者へ送達されるよう、できる限り詳細な送付先を記

載すること。③特別徴収税額通知書の印刷・発送業務等を委託している場合、法律に基づき特定個人情報等の安全管理が図られるよう、受託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと。と指示されています。

マイナンバーは日本に住民票を有するすべての方(外国人の方も含まれます。)が持つ12桁の番号です。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に散在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されるなど、行政の効率化、国民の利便性の向上、さらには、公平・公正な社会の実現を図ることを目的とした制度です。

セキュリティ対策といたしましては、マイナンバーカードのICチップ内の情報は、必要最低限の情報のみが記録され、税情報や年金給付情報等、プライバシー性の高い情報は記録されません。また、ICチップ内の各アプリケーション間は、暗証番号等のアクセス権情報を設定することにより、各サービス用システムから異なるアプリケーションへのアクセスを制御しており、暗証番号の入力も一定回数以上間違えると、カードがロックされる仕組みとなっています。

マイナンバーカードの偽造目的等の不正行為に対しましては、ICチップ内の情報が不正に読み出されたり、解析されようとした場合、自動的に内容が消去される等の対抗措置(耐タンパー性)が講じられ、高いセキュリティ性を確保しています。

その他、レーザーエンブレブやマイクロ文字など、券面の偽変造を防止するためのセキュリティ加工も施されています。

これらの厳重なセキュリティ対策とともに、マイナンバー法による厳格な安全性に基づき運用される当該制度は、これからも継続されるべきであると考えます。

112 消費税 10%への増税に伴い、中小業者に多大な実務負担を押し付ける軽減税率や、適格請求書(インボイス)制度の実施に反対を表明してください。

(回答)

地方自治体が制度の是非について意見を表明することは適切でないと考えます。

113 頻発する自然災害への対策として、危険個所や老朽化したインフラの調査・解消や災害時の復旧復興計画に地域を熟知する地元中小業者を位置付けて下さい。

(回答)

災害警戒体制等においては、広陵町建設業協会が迅速な対応が出来るよう待機体制をとり、緊急対応や復旧工事に協力いただいています。

### ゴミ処理の改善のために

114 現行のクリーンセンターは平成 34 年 3 月 18 日を以て稼働中止となることが即決和解で定められ、その翌年 4 月から天理市において焼却方式のごみ処理が始まります。空白期間は「近隣の市町に願いの方向で考えている」とのことですが見通しはどうですか。さらに、ゴミ中継地については住民合意を前提に遺漏なく進めてほしい。

(回答)

現施設の操業を停止してから天理市の広域化事業の稼働までの空白期間につきましては、近隣市町にお願いする方法もありますが、近隣市町も同じく天理市の広域化事業へ参加されるところもあることから民間事業者へ委託することになると考えています。

また、ごみ中継施設につきましては、ごみ処理町民会議で積み替え場所、積み替え方式、積み替え施設の費用等様々な協議をしているところであり、平成30年度中には町の方向性を定めていきたいと考えています。

115 これまで分別とリサイクルに取り組んできましたが引き続きこの取り組みを行うとの認識で間違いありませんね。

(回答)

ごみの減量やリサイクルの推進のためにも、これまでと同様の取組を続けてまいります。天理市の広域化に伴う分別に従うものですが、現在行っている分別とほぼ変更はありません。

116 靴下・プラスチック等中小零細業者の業界で発生する産業ゴミについて、当初町の説明では十分な対策を取るとのことでしたが、実際には民間産業廃棄物処理費の発生(増額)で経営を圧迫する例が見られます。今回の小規模事業振興条例の制定趣旨に照らして支援策を検討して下さい。

(回答)

本来、産業廃棄物は同処理施設で適正に処理することが一般的で、全国的にもその傾向が顕著に進んでいるのが現状です。

事業者の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、一般家庭のごみ処理の安定化優先にご協力をお願いします。

117 ゴミ袋の無料化(一定枚数を無償で配布する方法もある)を実施してください。

(回答)

ゴミ袋の有料化は、ごみ減量及びリサイクルの推進を目的としてごみ処理費用の一部をご負担願っているもので皆様のご協力により、本町のごみ減量は計画どおり進んでいるところです。

今後も処理費用の一部をご負担願うことにより、更なるごみ減量とリサイクルの推進に繋がるものと考えます。

118 おむつ(赤ん坊・病人・高齢者)は指定ゴミ袋を使用しなくても回収(無料)してほしい。

(回答)

おむつの回収につきましては、汚物を取り除いた後、可燃ごみの分別区分となりますので、燃やすごみの指定ゴミ袋で出させていただきますようご協力のほどお願いします。

119 現行のRDF炭化方式では多額の修理費と需用費がかかっています。見通しを明らかにしてください

(回答)

現クリーンセンターは、平成34年3月18日を以て操業停止となります。それまでは現施

設においてごみ処理をしなければ、町民の皆様にご迷惑をかけることとなります。

当初に施設整備に関わった業者と操業開始から操業停止までの15年間の維持管理補修に対する覚書を交わしており、適切な運転管理が実施されていることを前提に予定総額を超える分については、業者負担となっています。

### 日本国憲法を守り暮らしに生かす課題について

120 昨年7月7日国連で核兵器禁止条約が採択され、同年9月20日に50か国が核兵器禁止条約に署名して、条約が成立する見通しが生まれています。このために各国の批准手続きが必要です。広陵町議会も政府に対してこの協議に加わり批准するよう求める意見書を採択しました。町が進める核兵器廃絶の活動で是非紹介してください。

(回答)

今なお世界では、紛争が起こり多くの人命が失われ、また、核兵器の廃絶に向けた取り組みも続けられているところです。

我が国は、唯一の被爆国として核廃絶を訴えかける必要があるものと考えます。町が行う核廃絶に向けた取り組みにおいても、広陵町議会が意見書を提出したことも含め周知してまいります。

121 「特定秘密保護法」「共謀罪法」など国民の知る権利をおかす立法が国会で採決されました。国に対して憲法の定める基本的人権の観点から廃止するようにはたらきかけて下さい。

(回答)

特定秘密の保護に関する法律につきましては、国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信社会の発展に伴う情報漏えいの危険性が懸念される中で、安全保障上、特に守らなければならない情報を保護する制度です。

町が行う通常の事務事業において、これらに該当するものはなく、国においても、法律の規定に基づき適正に運用されているものと考えます。

また、テロ等準備罪につきましても、テロ等から国及び国民の安全を守るため、また、国際テロ防止のための条約である国際組織犯罪防止条約(TOC条約)を締結するために必須となるものです。

また、テロ等準備罪の適用には、「組織的犯罪集団」の関与、重大な犯罪の「計画」及び計画した犯罪の「実行準備行為」という3つの厳格な要件が設けられています。

これらの法律は、テロ等から国民を守るという観点から必要なものと考えられます。

122 「国歌・国旗」の取り扱いについては、内心の自由を尊重する立場から強制・押しつけは行わないようにして下さい。

(回答)

国旗及び国歌に関する法律第1条において国旗は日章旗、第2条において国歌は君が代と規定しております。このことは、国旗と国歌を明らかにし、明文化されたものです。

各式典においては、それらの意義を踏まえた上で国旗を掲揚するとともに国歌斉唱を行っていますが、住民の皆様には強制・押しつけを行うものではありません。

なお、職員に対する職務命令を行ったとしても最高裁判所の判決により、「職務命令は思想・良心の自由を保障した憲法に違反しない」とされているところです。

123 昨年 11 月 18 日開催された戦没者追悼式で、町長は召集令状による戦死者以外に空襲など戦争に起因して亡くなった方々に対して追悼すること、謝辞に立たれた遺族会代表は、再び戦争をすることのなきようにするのが遺族の願いであることを明言されました。戦後 73 年を迎え遺族の高齢化も著しく、状況の変化に伴い、これからは非戦の誓いを行う日にしてはいかがでしょうか。

(回答)

毎年11月に行っている戦没者追悼式は、先の大戦で犠牲になられた全ての方々に追悼の意を表し、恒久平和を願う目的で行っています。また、8月15日の“戦没者を追悼し平和を祈念する日”には町民の皆様にもご協力をいただき、正午のサイレン吹鳴とともに戦没者のご冥福と未来永劫の平和を祈るための黙祷を捧げており、この日を「不戦の日」のような位置づけと考えています。

以上